

平成 2 3 年度

福島町議会定例会 7 月会議

平成 2 3 年 7 月 7 日 (木)

議会提出議案

福島町議会

平成23年度福島町議会定例会7月会議議会提出議案目次

番 号	件 名	頁
発 委 1	福島町議会会議条例の一部改正について	1
2	議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	2

発委第1号

福島町議会会議条例の一部改正について

福島町議会会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年7月7日提出

提出者 福島町議会運営委員会  
委員長 木 村 隆

福島町議会会議条例の一部を改正する条例

福島町議会会議条例（平成21年条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議員の定数) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第91条第1項の規定に基づき、福島町議会議員の定数は <u>12人</u> とする。	(議員の定数) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第91条第1項の規定に基づき、福島町議会議員の定数は <u>11人</u> とする。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

発委第2号

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年7月7日提出

提出者 福島町議会運営委員会  
委員長 木村 隆

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例（昭和40年条例第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(歳費) 第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の歳費は、<u>次のとおり</u>とする。</p> <p>議長 月額 <u>198,000円</u> 副議長 月額 <u>155,000円</u> 常任委員長 月額 <u>141,000円</u> 議会運営委員長 月額 <u>141,000円</u> 議員月額 <u>131,000円</u></p> <p><u>2 歳費の標準率等については、議員の身分、性格、活動状況から全国町村議会議長会が示す適正標準率等を参考として定める。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(費用弁償) 第5条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>別表</u>のとおりとする。 3 (略)</p>	<p>(歳費) 第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の歳費は、<u>別表第1に掲げる計算式によって計算した次に掲げる額</u>とする。</p> <p>議長 月額 <u>232,000円</u> 副議長 月額 <u>185,000円</u> 常任委員長 月額 <u>168,000円</u> 議会運営委員長月額 <u>168,000円</u> 議員月額 <u>156,000円</u></p> <p>(中略)</p> <p>(費用弁償) 第5条 (略) 2 前項の規定により支給する旅費の額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。 3 (略)</p>

別表第1を別紙のとおり定める。

附 則

この条例は、平成23年9月1日から施行する。

別表第1

職	計算式	備 考
議長の歳費	議員の歳費×1.49	1,000円未満の額があるときは、その額を切り捨てた額とする。
副議長の歳費	議員の歳費×1.19	
常任委員長の歳費	議員の歳費×1.08	
議会運営委員長の歳費	議員の歳費×1.08	
議員の歳費	<p>1. 歳費額の計算  町長、副町長及び教育長の給料月額平均額×0.3  (町長、副町長及び教育長の給料月額平均額に1,000円未満の額があるときはその額を切り捨てた額とし、0.3を乗じて得た額に1,000円未満の額があるときは、その額を切り捨てた額とする。)</p> <p>2. 歳費額の特例措置  当分の間、計算式によって計算した額の10パーセント相当額を減ずるものとする。</p>	

(注) 計算式により算出した議員歳費の額が、全道類似団体の議員報酬額の最低額を下回るときは、全道類似団体の議員報酬額の最低額とする。